

令和7年第2回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和7年2月26日
		13時30分～14時34分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和7年第2回海老名市農業委員会定例総会

令和7年2月26日「令和7年第2回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和		8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主査 加藤友彦、
主事 高野 栞、主査 中山康一

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第5号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3	議案第6号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第4	議案第7号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (4) 農地の賃借料情報について（報告）
- (5) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は13名です。また、農地利用最適化推進委員6名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、11番委員と12番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから7ページ、4. 報告事項の（1）活動状況、（2）農地異動状況、（3）県許可の状況について、事務局からそれぞれ説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地異動状況、県許可の状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございませんので、このまま進めさせていただきたいと思います。

それでは、議案書8ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号1、申請地は、社家■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米です。譲受人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■■、持分2分の1、■■■■■■、持分2分の1、譲渡人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■■■、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図につきましては、資料1-1でございます。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 1月14日に代理人より説明を受けました。もともとこの農地は譲受人

の■■■■さんのおやじさんが■■さんに売ったものということでもあります。今回、■■さんの息子さんと一緒に農業を実施することから、買い戻すということですので、ほかの土地も適切に管理されています。特に問題ないと思います。

なお、■■■■さんは、平成27年度から1期3年、農業委員の任期をやっておられました方ですので、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況でございますが、■■さんと息子さんの■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主は、令和7年の農家台帳では■■さんとなっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は60年、農業従事日数は150日、■■さんの農業経験年数は4年、農業従事日数は50日とのことです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地で、田が■■■■■平米、畑が■■■平米、合計、■■■■■平米です。機械は、トラクター■台、耕運機が■台、田植機■台、コンバイン■台、軽トラック等を所有しており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても、譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 今回、第3班が担当ということで、昨日、2番委員がほかの会議とぶつかられたということで、ご都合が悪いということでしたので、4番委員、9番委員、10番委員、私と、それと事務局で確認に行ってまいりました。先ほど10番委員も言われましたけれども、現地を見たところ、きれいに作付もしてありましたし、これからも作付をされるということでございますので、特に問題はないということでした。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号1について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

続きまして、受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号2、申請地は、河原口■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与でございます。現地の案内図、写真は、資料2-1でございます。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

市外の方々での権利移動となりますので、農地の所在する地区の委員の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 今月1日でしたか、■■さんの代理人であります■■■■■■■■■■の■■■■さんより説明を受けました。世帯内贈与ということで、娘さんの■■さんに譲り渡すということで、現在、田んぼを作付しておりますけれども、今後もそのまま田んぼの作付を続けるということで、何ら問題ないかと思ひまして、承認いたしました。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況でございますが、譲渡人であります■さんと、受人で子の■■さん、■■さんの母■■■さんと、■■さんの夫■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、綾瀬市に確認いたしましたところ、農家台帳では■さんとなっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は60年、農業従事日数は320日、子の■■さんの経験年数は15年、従事日数は210日、

母■■■さんの経験年数は60年、従事日数は150日、夫■■■さんの経験年数は15年、従事日数は80日とのことです。■■■さんの世帯の現在の綾瀬市内の農業経営面積は、自作地で、畑のみでございまして、■■■■■平米ということです。機械につきましては、トラクター■台、耕運機■台、軽トラック等を所有しておりまして、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても、譲受人として特に問題なく、許可をすることができない場合が定められております農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 この案件につきましては、昨日現地を確認いたしました。適切に管理をされており、また、今後も作付をされるということでございますので、問題はないということでございました。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

続きまして、受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号3、申請地は、下今泉■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米でございます。譲受人は、下今泉■■■■■■■■■、■■■■■、譲渡人は、下今泉■■■■■■■■■、■■■■■、持分8分の3、■■■■■、持分8分の1、権利の種類につきましては、所有権の移転、目的は、世帯内贈与でございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料3-1でございます。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 こちらの案件は、昨年、第10回定例総会にかけられて承認された土地の残り半分の案件でして、今回、また半分、息子さんに贈与したということで、2月7日に■■■■氏が自宅に来られて、問題ないと思われたので、署名捺印をいたしました。昨日、現地確認、一緒に行きまして、昨年刈り取られた後の田んぼが適正に管理されておりましたので、問題ないと思われまます。以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 まず、持分についての補足ですが、今、9番委員がおっしゃられていたとおり、もともと■■さんは、8分の4の持分がありますので、今回の世帯内贈与で1分の1のお1人の持分ということになります。

それでは、農家世帯としての状況についての説明に移ります。■■さんと妻の■■さん、お子さんの■■さんの3名が農業従事者ということです。経営主は、令和7年度の農家台帳では■■さんとなっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は60年、農業従事日数は150日、■■さんの経験年数は49年、従事日数は150日、■■さんの経験年数は8年、従事日数は100日とのことです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地で、田んぼのみでございます、■■■■■平米です。機械は、例年、トラクター、田植機、コンバイン等をその都度必要な機械を知人などからのリースで対応しておりまして、その他、労働力の面、技術の面を見ても、譲受人として特に問題なく、許可をすることができない場合が定められております農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して特に問題ないと思われまます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 この案件につきましても、昨日現地に確認に行きましたが、先ほど9番委員が言われたとおり、適切に作付をされておられましたし、今後も状況的には変わるようなことはないというふうに思われまましたので、問題はないというふうに思います。

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、10ページ、受付番号4について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号4の説明をさせていただきます。被相続人は、本郷■■■■■■、■■■、相続人は、本郷■■■■■■、■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和4年3月17日から令和7年2月26日までです。特例農地等の明細でございますが、本郷■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、農業振興地域内、面積、■■■■■平米、ほか14筆、議案書のとおりでございます。事務局で2月13日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

す。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号4について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、受付番号4について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、11ページ、受付番号5について、事務局から説明をお願いいたします。

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。
受付番号6及び7について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号6です。借り手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、上郷■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■■平米、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和7年3月1日から令和9年12月31日までの3年間です。こちらも農業振興地域内、新規の計画となります。

続いて、受付番号7です。借り手は、先ほどと同じのため割愛します。貸し手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、上郷■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■■平米、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和7年3月1日から令和9年12月31日までの3年間です。こちらも農業振興地域内、新規の計画となります。これらの案件についても2月13日に事務局で現地調査を行いまして、農地として適正に管理されておりました。借り手は市内農業者で、農用地集積計画の法的要件の各要件を満たしておりますため、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。
それでは、受付番号6及び7についてですが、質疑のある方は一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括しての意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号6及び7について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

次に、議案書15ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地造成工事施工届出書について を案件といたします。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 農地造成は、農地の切土、盛土によって、農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では、軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととしております。具体的には、1,000平米以下で高さ1メートル以下の盛土、切土であって、耕作中の中断期間が3か月以内のものについてがこの手続の対象となります。

それでは、受付番号1です。申請地は、上河内■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、畑、面積、■■■平米、ほか1筆、農用地区域外の畑でございます。土地所有者は、上河内■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、施工業者は、綾瀬市■■■■■■■■■■、有限会社■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■■■■■、申請地を畑として利用するための畑から畑への盛土の届出です。盛土は、土地所有者が所有いたします上河内■■■■■■■■■■の圃場の土を使います。申請地の地図は資料4-1、資料4-2には公図をお配りしております。

それでは、資料4-3を御覧いただきたいと思います。こちら、工事計画図、その次が断面図でございます。上が北側、下が南側でございます。東側の道路から3メートルほどセットバックし、盛土した土と併せて表土とするような計画となっております。最終的には道路の高さが20センチいたしまして、東側から西側方向へ盛土をしていきます。申請地の隣地は、東側は道路、それ以外の西側、南側及び北側の土地は、同じ所有者であります■■■■■■■■■■氏が所有する土地となっており、問題ないかと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 当該地は今回、畑地に盛土をするというふうな申請の内容になっておりますけれども、事情がございまして、過去の経緯として、公図にありますけれども、

続きまして、受付番号5について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号5、権利を取得した者は、座間市■■■■■■■■、■■■■■■、
権利を取得した日は、令和6年1月13日、権利を取得した事由は、相続、
取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。
届出に係わる土地の所在でございますが、上郷■■■■■■■■、現況地
目、宅地、登記簿地目、畑、■■■平米でございます。

以上、報告いたします。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号5の届出については了承としたいと思います
が、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書19ページ、(4)農地の賃借料情報について(報告)を案
件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【主 査】 それでは、議案書19ページでございます。農地法52条では、農業委員
会は、農地の賃借等の動向その他の農地に係る情報の収集、提供を行うもの
というふうにされておりました、この規定をもって、毎年この時期に農業委
員会が農地賃借料情報を提供しております、農業委員会だよりやホームペ
ージなどで公開しているところでございます。

(4)農地の賃借料情報について(報告)でございます。令和6年1月か
ら12月までに締結(公告)された賃貸借における10アール当たりの賃借
料水準でございますが、表にございますとおり、田んぼは平均額7,600
円、最高額1万3,100円、最低額4,900円、畑につきましては、平
均額が1万3,700円、最高額が3万300円、最低額が6,000円にな
ります。

この算出方法でございますが、水田または普通畑として賃借権を設定、公
告した田んぼが28件、畑が28件の10アール当たりの賃借料のそれぞれ

の平均値をまず算出いたしまして、そして、その平均値からプラスマイナス70%の範囲を超えるものにつきましては特殊なケースとして除きまして、残った田27件(76筆)、畑が23件(41筆)の賃借料から算出した結果を議案書に記載しております。また、水稻で現物払いをしている場合につきましては、玄米60キログラム当たり1万1,400円に換算しております。玄米価格については、JAさがみ海老名営農センターのうるち米の買取価格を用いております。なお、平均額、最高額、最低額の計算結果に100円未満の端数が出ていた場合は、100円に切り上げた数字になっておりますので、あらかじめご了承ください。また、表下段の括弧書きにつきましては、昨年の報告内容でございますので、参考にしていただければと思います。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

質疑のある方はどうぞ。

【19番委員】 玄米60キロ当たり1万1,400円というのはどういう根拠なんですかね。2等米とか3等米の差があるんですかね。1万1,400円というのは安い感じがするんですが。どこから持ってきたのか。

【主査】 私のほうから説明させていただきます。

1万1,400円の計算のやり方なんですけれども、先ほど説明がありましたように、営農経済センターから提出された情報のはるみ、てんこもり、キヌヒカリ、コシヒカリ、さとじまんの買取価格を参考にしておりまして、今回お示ししている計算については、1等が30キロ6,000円、2等が30キロ5,700円、3等が30キロ4,600円で計算しております。これについては、はるみ、てんこもり、キヌヒカリ、コシヒカリ、さとじまんの価格を全部足し込んで、5種類あるので、5で割って、袋代の100円を引いた数字を、100円未満を100円に切り上げた形でやっております。その結果、先ほど説明したように、1等が6,000円、2等が5,700円、3等が4,600円としております。この1等、2等、3等の数字について、出荷割合がありますので、出荷割合に応じて比例計算をしましたところ、5,696円に平均でなっておりまして、これを30キロになるので

倍数にしますと1万1,392円、100円未満を切り上げて60キロ1万1,400円としている形になっております。

以上です。

【19番委員】 分かりました。ありがとうございます。

【議長】 ほかに質疑のある方。

【17番委員】 畑とか田んぼではなく、施設のハウスとか温室の、これは基準というの
はあるんですか、それとも双方で決めているんですか。

【主 査】 そちらについては、先ほど■■■■■■■■説明があった、やっぱり高いんですよね。施設がついているのは高いので、要は70%、平均から超えちゃうような、計算の中には入っていないです。委員ご指摘のように、施設はいろいろな施設があるので、施設付きの畑の場合は相対で相談して決めているということで、中には結構高いのがありますけれども、そういったものは計算から今回除外させていただいている関係で、平均値みたいなものは出しておりません。気になる場合は相談していただければと思うんですが、この計算の中からご意見をいただければと思います。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします

次に、議案書20ページから21ページ、(5)農地転用届出による専決処分について を案件といたします。

20ページの農地法第4条の2件、21ページの5条の7件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 市街化区域内の農地転用の届出に関する報告です。議案書20ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間は、令和7年1月1日から1月31日、受付番号1及び2の2件で、畑が1,666平米でございます。

続きまして、議案書21ページを御覧ください。こちらは農地法第5条第

1項第6号の規定による届出です。届出期間は、同じく令和7年1月1日から1月31日、受付番号1から7の合計7件で、田が409.16平米、畑が5,549平米、合計が5,958.16平米でございます。これらの案件について、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 大変慎重審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年第2回定例総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —